

せいねんこうけんせいど 成年後見制度の ごあんない

～あなたの財産や暮らしを守るために～



こんなことで困っていませんか？

離れて暮らしている親のこと

親が認知症と診断されました。1人で暮らせないので老人ホームなどに入所させたいです。入所に必要な資金調達のため、親の財産処分を娘の私が行いたいのですが…。



夫婦2人で暮らしています

私たち夫婦には子供がいません。いざ、というときに備えて安心できる場所へ財産の管理などをお願いできないでしょうか？



障害のある子供がいます

私も高齢になり、自分が亡くなった後の子供の将来が不安です。

誰か見守ってくれる人はいないでしょうか？



お隣の独居の方が心配

認知症なのではないでしょうか。金銭の管理ができなくなっているのでしょうか。知らない人が家に出入りしている様子です。悪徳商法の被害にあっていないでしょうか？



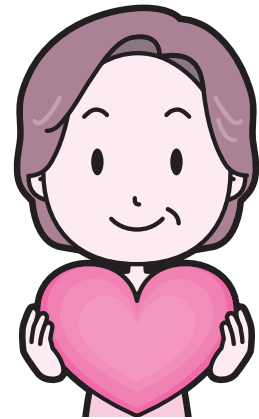
成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などの理由で、不動産や預貯金などの財産を管理したり、身の回りの世話のために介護などのサービスや施設への入所に関する契約を結んだり、遺産分割の協議をする必要があっても、判断能力が十分でないため、自分でこれらを行うのが難しい場合があります。

また、自分に不利益な契約であっても、よく判断ができずに契約を結んでしまい、悪徳商法の被害にあうおそれもあります。

このような方々を保護し、支援するのが成年後見制度です。

(法務省民事局「成年後見制度成年後見登記」より)



▶ 成年後見制度を支える理念

ノーマライゼーション

高齢者や障害者であっても特別扱いをしないで、今までと同じような生活をするという考え方

自己決定権の尊重

本人の意思や自己決定を尊重し、現有能力（残存能力）を活用しようという考え方

身上配慮

本人の心身・生活の状況に配慮して行わなければならないという考え方

成年後見制度にはどのようなものがあるの？

成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の2つの種類があります。

① 法定後見制度

本人の判断能力が不十分な人に対する制度です。

② 任意後見制度

判断能力があり、将来の不安に備えたい人に対する制度です。



法定後見制度

既に判断能力が低下している方のための制度です。本人の判断能力が不十分になったときに、親族等が「家庭裁判所」に後見人等の選任を申立てすることで、「家庭裁判所」が本人の支援者として適切な方を選任します。選任された支援者は、本人の希望を尊重しながら財産管理や身の回りの支援を行います。

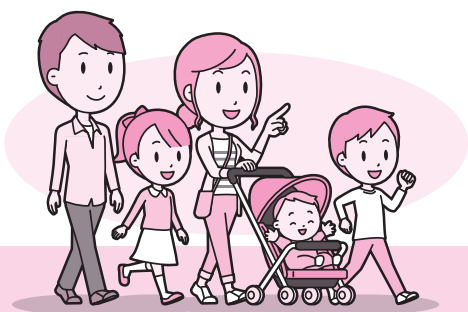
また、法定後見制度は、判断能力に応じて3つの支援内容に分かれます。

	後見	保佐	補助
本人の状態	精神上の障害(認知症・知的障害・精神障害等)により 常に判断能力が欠けている状態	精神上の障害(認知症・知的障害・精神障害等)により 判断能力が著しく不十分な状態	精神上の障害(認知症・知的障害・精神障害等)により 判断能力が不十分な状態
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
申立てをすることができる人	本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市町村長など		
成年後見人等の同意が必要な行為		民法第13条第1項所定の行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」(民法第13条第1項所定の行為の一部)
成年後見人等が取消し可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為	同上	同上
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」	同左

4親等内の親族とは…本人から見て次の方たちが主な親族となります。

- ① 4親等内の血族……両親、祖父母、子、孫、兄弟姉妹、甥姪、おじおば、いとこ、甥姪の子
- ② 3親等内の姻族……配偶者の両親、配偶者の祖父母、配偶者の兄弟姉妹、配偶者の甥姪、配偶者のおじおば、本人の兄弟姉妹の配偶者、本人の甥姪の配偶者、本人のおじおばの配偶者 など

※姻族は3親等までが親族なので、4親等の姻族は含まれません。



成年後見制度を利用するには、家庭裁判所への申立て手続が必要です

- ・本人の判断能力、日常生活、経済状態をできる範囲で把握しておきます。
- ・申立の目的、類型と後見事務の内容を整理します。
- ・申立人や成年後見人等の候補者を検討します。
- ・成年後見用の診断書、戸籍謄本などを準備します。

- ・必要書類を準備し、本人の住所地の家庭裁判所へ成年後見人の選任申立てを行います。
(本人の住所地が朝霞市の方は、さいたま家庭裁判所)
申立ての際は家庭裁判所へ、あらかじめ電話連絡の上、全ての書類を持参又は郵送します。

申立てを行うことができる人：本人、配偶者、4親等内の親族、成年後見人等、市区町村長

成年後見人申立て費用 ※地域により異なります。

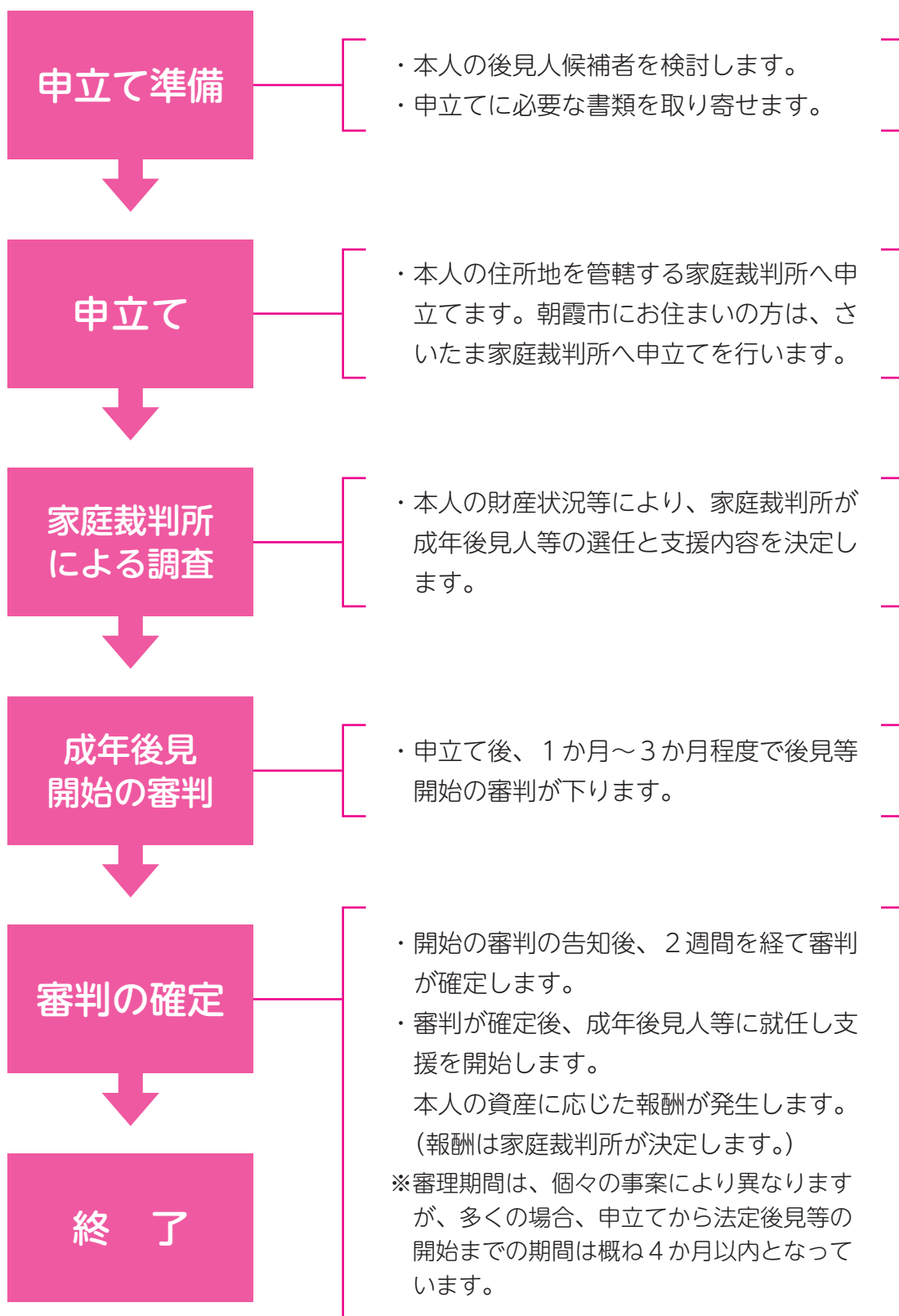
- ・申立手数料（収入印紙代）

後見（保佐）開始	800円
保佐（補助）開始＋同意権（代理権）付与	1,600円
保佐（補助）開始＋同意権付与＋代理権付与	2,400円
- ・登記手数料（収入印紙代）2,600円
- ・郵便切手（後見）4,270円
(500円×6枚 84円×10枚 50円×5枚 10円×10枚 5円×10枚 2円×10枚 1円×10枚)
- ・郵便切手（保佐・補助）5,140円
(500円×6枚 84円×20枚 50円×5枚 10円×10枚 5円×14枚 2円×15枚 1円×10枚)
- ・その他提出に必要な書類に係る費用

成年後見人申立て必要書類

- ①本人情報シート(コピー)
 - ②診断書
 - ③申立書
 - ④申立事情説明書
 - ⑤親族関係図
 - ⑥親族の意見書
 - ⑦後見人等候補者事情説明書
 - ⑧財産目録
 - ⑨収支予定表
 - ⑩本人の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)
 - ⑪本人の戸籍の附票又は住民票
 - ⑫後見人等候補者の戸籍の附票又は住民票
 - ⑬本人の登記されていないことの証明書
 - ⑭健康状態が分かる資料
 - ⑮収入についての資料
 - ⑯支出についての資料
 - ⑰預貯金通帳のコピー
 - ⑱土地・建物登記事項証明書
 - ⑲固定資産税評価証明書
 - ⑳生命保険、損害保険についての資料
 - ㉑負債についての資料
 - ㉒投資信託・株式等に関する資料
 - ㉓遺産に関する資料
- ※⑩～⑬は個人番号(マイナンバー)の記載がない物で発行から3か月以内のもの(コピー不可)
※⑭～⑳は本人に当てはまるもののみを提出してください。
※その他の資料：詳細は家庭裁判所にご確認ください。

法定後見制度手続の流れ



任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、将来の判断能力低下に備え、あらかじめ自らの希望に沿って、後見人や支援してもらう内容について、決めておく制度です。

本人の判断能力が不十分になり、家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから任意後見人による後見活動が開始されます。

制度を利用する際は、まず、将来の不安や心配ごとについて、どのような生活を送りたいか、誰にどのような支援を受けたいかを考え、本人が信頼できる任意後見人を決め、支援内容を相談します。

次に本人と任意後見人となる人が一緒に公証役場へ行き、公正証書による任意後見契約を結びます。

任意後見契約書作成に係る費用

・公正証書作成の基本手数料	11,000円
・登記嘱託料	1,400円
・印紙代	2,600円

任意後見契約書作成に係る必要書類

- ・本人
印鑑登録証明書、戸籍謄本、住民票
- ・任意後見人
印鑑登録証明書、住民票

※この他にも書類が必要な場合がありますので公証役場にご確認ください

- ・本人の住所地の家庭裁判所へ任意後見監督人の選任申立てを行います。(朝霞市は、さいたま家庭裁判所)

申立てを行うことができる人：本人、配偶者、4親等内の親族、任意後見受任者

任意後見監督人選任申立て費用 ※地域により異なります。

- ・申立手数料（収入印紙代） 800円
- ・登記手数料（収入印紙代） 1,400円
- ・郵便切手 3,090円
(500円×4枚 84円×10枚 50円×2枚 10円×10枚 5円×6枚 2円×10枚)
- ・その他提出に必要な書類に係る費用

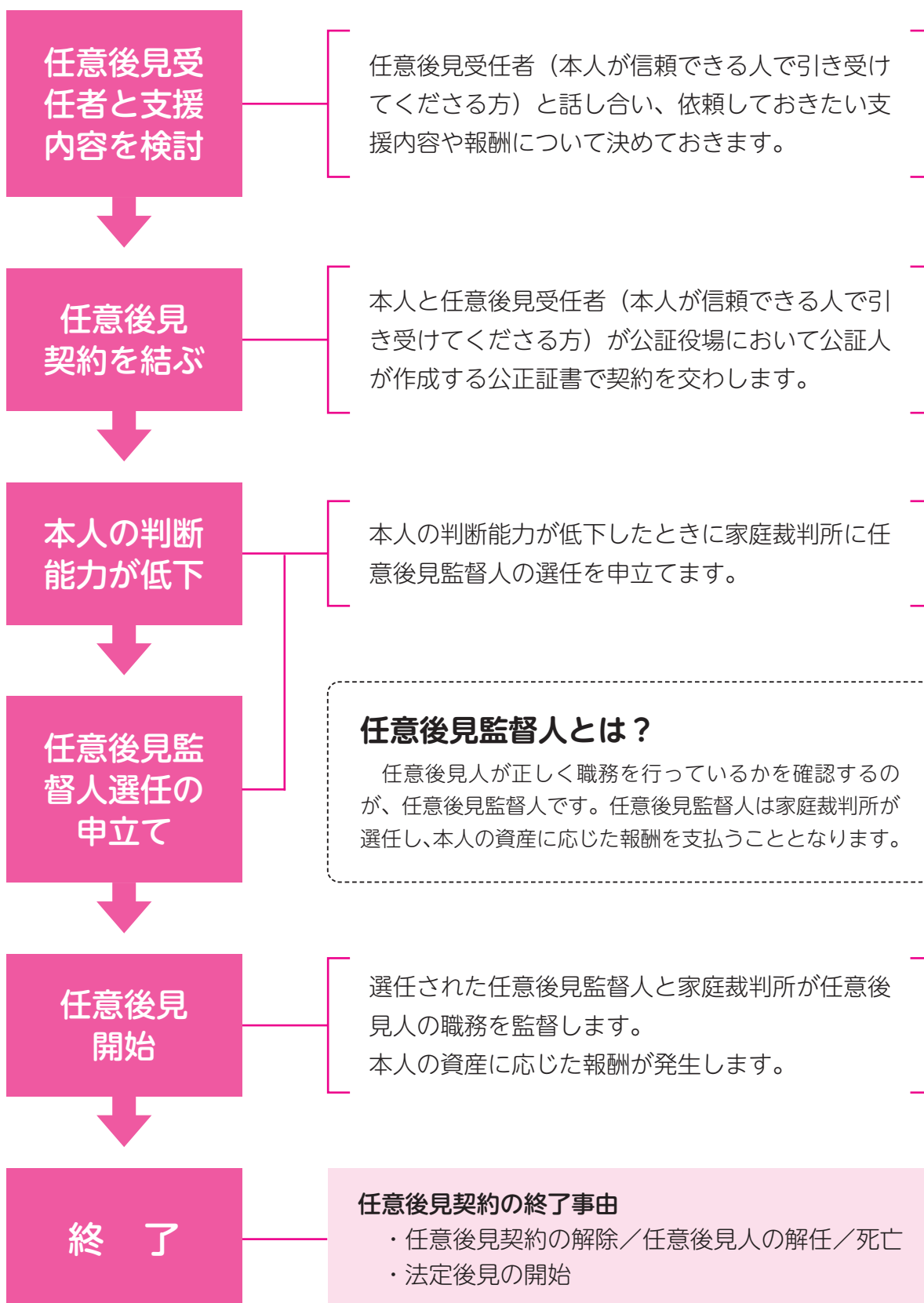
任意後見監督人選任申立て必要書類

①任意後見監督人選任申立書 ②申立て事情説明書 ③親族関係図 ④収支予定表 ⑤財産目録 ⑥任意後見受任者事情説明書 ⑦本人の戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) ⑧本人の戸籍の附票又は住民票 ⑨任意後見受任者の戸籍の附票又は住民票 ⑩本人の後見登記事項証明書 ⑪本人の登記されていないことの証明書 ⑫任意後見契約の公正証書のコピー ⑬診断書 ⑭本人情報シートのコピー ⑮健康状態が分かる資料 ⑯収入についての資料 ⑰支出についての資料 ⑱預貯金通帳のコピー ⑲投資信託・株式等に関する資料 ⑳生命保険、損害保険等についての資料 ㉑土地・建物登記事項証明書 ㉒固定資産税評価証明書 ㉓負債についての資料 ㉔遺産に関する資料 ※その他の資料：詳細は家庭裁判所にご確認ください。

◎公証役場とは…法務省が管轄する役所で、公正証書の作成、私文書の認定等を行う役場です。

近隣では、浦和公証センター（さいたま市浦和区高砂3-7-2 タニグチビル3階 048-831-1951）
川越公証役場（川越市新富町2-22 八十二銀行ビル5階 049-224-9454）があります。

任意後見制度手続の流れ



■ 成年後見人等の義務

成年後見人等は「同意権」「取消権」「代理権」など、与えられた権限を適切に使って、本人の生活を支えていきますが、その役割を担う上で、以下の義務はしっかりと果たさなければなりません。

- ・ 本人の意思を尊重し、適切な生活支援と財産管理を行うこと。
- ・ 家庭裁判所又は後見監督人の指導や指示に従うこと。
- ・ 成年後見人として行った仕事や財産の管理状況について、家庭裁判所や後見監督人に適切な報告書を提出すること。

「本人の意思を尊重する義務」と「身上配慮義務」については、法律で次のように定められています。

民法第858条 成年後見人は、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。

成年後見人等を選任するのは家庭裁判所です

本人にどのような支援が必要かを考慮して、親族や専門家（弁護士や司法書士、社会福祉士など）から適任者を選任します。また、成年後見人等の報酬も家庭裁判所が決定します。



©むさしのフロントあさか

Q1 成年後見人等はどのような人になるのでしょうか？

成年後見人等は、本人のためにどのような保護・支援が必要かなどの事情に応じて、家庭裁判所が選任（決定）します。本人の親族、弁護士・司法書士、社会福祉士や福祉関係の公益法人などから適任者が選任されます。

また、成年後見人等を監督する成年後見監督人が選ばれることもあります。



Q2 成年後見人等の役割はどのようなもので、どのようなことができるのですか？

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など本人の身の回りの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。

しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、成年後見人等の職務ではありません。

また、成年後見人等は、その事務について、家庭裁判所に報告を行うことなどにより、家庭裁判所の監督を受けることになります。

成年後見人等ができること

財産管理に関すること

- ・収入（年金・保険）や支出（生活費・公共料金・税金・保険料）の管理
- ・預貯金・印鑑・権利証等の保管
- ・銀行や郵便局などの金融機関との取引
- ・不動産などの重要な財産の管理保存処分

身上監護

- ・本人の住居に関すること
- ・医療の契約等に関すること
- ・介護の契約に関すること
- ・施設の入退所に関すること

成年後見人等ができないこと

- ・掃除・洗濯・介護や看護
- ・手術等医療行為の同意
- ・賃貸借などの保証人や身元引受
- ・本人に代わって、婚姻・離婚、養子縁組を決めること



Q3 成年後見の申立てをする人がいない場合は？

身寄りがないなどの理由で、申立てをする人がいない認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の保護・支援を図るため、市町村長に法定後見開始の審判の申立権が与えられています。

（成年後見の市長申立て）

相談機関

高齢者に関すること

○朝霞市 長寿はつらつ課 高齢者支援係 ☎048-463-1921

○朝霞市地域包括支援センター(市内6か所)

朝霞市が委託し、高齢者の方が住み慣れた地域で、家族や近所の方々と共に生き生きと生活していけるよう様々な相談をお受けしています。

名称	場所	電話番号・FAX	担当地域
第1圏域 地域包括支援センター 内間木苑	上内間木498-4 特別養護老人ホーム 内間木苑内	☎ 048-458-2022 FAX 048-458-2023	上内間木、下内間木、 宮戸、大字宮戸、 朝志ヶ丘
第2圏域 地域包括支援センター つつじの郷	西弁財1-10-21 ブリランテ朝霞台 103号室	☎ 048-472-1574 FAX 048-472-2203	東弁財、西弁財、三原、 泉水
第3圏域 地域包括支援センター モーニングパーク	溝沼3-2-26	☎ 0120-247355 FAX 048-465-5845	本町1・2丁目、 溝沼1～5丁目、 大字溝沼、 膝折町3～5丁目
第4圏域 地域包括支援センター ひいらぎの里	仲町1-1-19 1F	☎ 048-291-9111 FAX 048-291-9090	仲町、根岸台、 大字根岸、大字台
第5圏域 地域包括支援センター 朝光苑	青葉台1-10-32 特別養護老人ホーム 朝光苑内	☎ 048-450-0855 FAX 048-450-0966	青葉台、栄町、幸町、 膝折町1・2丁目、 大字膝折、本町3丁目
第6圏域 地域包括支援センター あさか中央	北原1-1-14	☎ 048-423-2761 FAX 048-423-2762	北原、西原、浜崎、 大字浜崎、田島、 大字田島、岡、大字岡、 溝沼6・7丁目

障害者に関すること

○朝霞市 障害福祉課 障害福祉係 ☎048-463-1598

○はあとびあ障害者相談支援センター ☎048-486-2400

市長申立て以外の成年後見制度に関すること

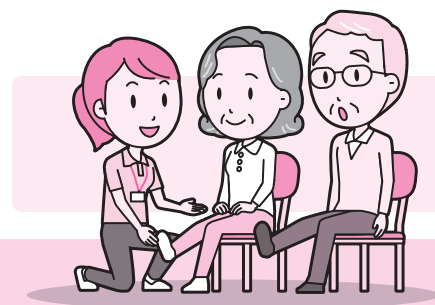
○さいたま家庭裁判所 家事部 後見センター

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-16-45 ☎048-863-8816

成年後見制度等に関する専門職の相談窓口

※相談に際し費用が必要となる場合がありますので事前に必ずご確認ください。

団体名	問合せ先電話番号 (予約受付)	受付時間	住 所
埼玉弁護士会 高齢者・障がい者権利 擁護センター「しんらい」	048-865-5770	毎日 10時00分～16時00分 (土日、祝祭日を除く)	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂4-2-1
(公社)成年後見センター・ リーガルサポート埼玉支部	048-845-8551	毎週月曜日～金曜日 10時00分～12時00分 13時00分～16時00分	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3-16-58 埼玉司法書士会内206号室
(公社)埼玉県社会福祉士会 権利擁護センター ぱあとなあ埼玉	048-857-1717	毎週月曜日～金曜日 9時30分～17時30分 <成年後見・ 福祉の電話相談> 毎週土曜日 10時00分～13時00分 (無料)	〒338-0003 さいたま市中央区本町東1-2-5 ベルメゾン小島103号
関東信越税理士会 成年後見支援センター	048-796-4562	<電話相談> 毎週火曜日(国民の祝 日、夏季休暇及び年末 年始は除く) 10時00分～11時30分 13時00分～15時30分 (相談無料)	〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町2-7
行政書士会 コスモス成年後見サポート センター埼玉県支部	048-833-0647	毎日 10時00分～16時00分 (土日、祝祭日を除く)	〒330-0062 さいたま市浦和区仲町3-11-11 (埼玉県行政書士会内)



その他各種相談に関すること

福祉の総合相談

朝霞市 福祉相談課 福祉相談係 ☎048-423-5082

法律相談(予約制)

毎週水・金曜日 1組30分(祝日・年末年始は除く)

午前10時～正午 午後1時～3時

朝霞市 地域づくり支援課 ☎048-463-2648

消費生活相談

毎週月～金曜日(祝日・年末年始は除く)

午前10時～正午 午後1時～4時

朝霞市 消費生活センター(地域づくり支援課内)

☎048-463-1111 内線2256

朝霞市 福祉部 長寿はつらつ課

〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

電話：048-463-1921 (直通)

FAX：048-463-1025

メール：tyoju_haturatu@city.asaka.lg.jp

ホームページ：https://www.city.asaka.lg.jp/

(R5.3)